「北海道防災対策基本条例」改正の方向性について

中間取りまとめ(案)

平成25年8月

北海道防災会議

北海道防災対策基本条例改正専門委員会

はじめに

「北海道防災対策基本条例」は災害に強い地域社会を実現するため、平成 21 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

条例附則では「5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる」とされており、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどから、平成25年5月17日に北海道知事から「条例改正の方向性」について、北海道防災会議に対し諮問がありました。

これを受け、北海道防災会議においては、同年5月30日に10名の専門委員からなる「北海道防災対策基本条例改正専門委員会(佐々木貴子座長)」を設置し、6月から8月にかけ3回の会議を開催し、東日本大震災から得られた教訓や災害対策基本法の改正などを踏まえ、現状の課題や改正条例が目指す姿について検討を行い、今般、「中間とりまとめ」を作成しました。

今後、道内各地において、防災関係者を対象とした地域意見交換を実施し、 さらに審議を深めた上で、「最終報告書」を取りまとめ、北海道防災会議への報 告を経て、北海道知事に答申する予定です。

目 次

Ι	改正条例の目指す姿	<u> </u>
Π	答申事項(案)	4
1	防災対策における視	!点と姿勢
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
]を高める5
	(3) ハードとソフトの組み	*合わせによる「多重対策」5 -
	(4) 多様な主体の視点の反	ō映 ····································
	(5) 防災の主流化の考え方	うの導入 ····································
	(6) あらゆる事態を想定し	ンた防災対策の見直し ······7
2	防災教育の強化 ~ i	道民みんなで取り組む防災教育~
	(1) 防災教育の充実強化・	8
	(2) 災害教訓の伝承	9
	(3) 防災知識の普及啓発・	9
3	※実情報の充実 ~6	伝える情報から伝わる情報へ~
Ŭ		₹······10
	(2) 情報の収集・共有・伝	
	(3) 被災者への情報伝達・・	11
4		~地域の活性化と担い手の育成~
		3ける防災力の向上12
	(2) ボランティアやNPO	0の育成と受入体制の整備13
	(3) 道・市町村における防	5災・減災対策・・・・・・14
5	条例の構成・その他	の事項
Ĭ		15
	(2) 災害検証	15
	(3) 複合災害への備え	16
	(4) 財政措置	16
	(5) 500年間隔地震	17

I 改正条例の目指す姿

災害に強くしなやかな地域社会の構築 ~北海道の災害文化の醸成~

海に囲まれ、広大な大地、北海道に住む私たちは、大災害に見舞われて も、自らの命を自らが守るという強い意志を持ち、日々の生活の中で、常 に防災・減災を考えた行動をし、地域において、様々な人たちと助け合う 社会を創り上げなければなりません。

「災害に強くしなやかな地域社会」とは、災害の発生を防ぎきることは 不可能であるとの基本認識に立ち、たとえ災害による被害が発生しても、 柳の枝のように折れることなくしなやかに立ち直る地域社会を意味してい ます。

災害対策のあらゆる分野と時間軸において、人命を守りつつ、被害をできるだけ軽減するため「減災」を徹底するとともに、速やかな回復を図るため、次の3つを「改正の柱」として条例改正を行います。

- 〇「防災教育の強化 ~道民みんなで取り組む防災教育~」
- 〇「災害情報の充実 ~伝える情報から伝わる情報へ~」
- 〇「地域防災力の向上 ~地域の活性化と担い手の育成~」

さらに防災・減災対策は「持続」させることが重要であり、自然環境や 社会情勢の変化に対応するため、長期的・総合的な視点による「検証」の 仕組みを創るとともに、道民の方々が無理なく続けられるよう、生活の中 に防災をしみこませる「生活防災」の視点を取り入れることなどにより、「北 海道の災害文化の醸成」を目指します。

【第2回専門委員会での意見】

- ・「目標」「持続可能性(サステナビリティ)」「北海道の災害文化の醸成」「災害へのしなやかさ」「みんなで防災」「脆弱なところを減らす」
- ・「戦略」「自然と暮らす北海道民の姿勢」「北海道ブランドに防災・減災力を含める」「時間との競争マニュアル主義にならない」「回復力を高める」「平時の地域力→有事の防災力」「孤立防止」「災害を想定した建設業(住宅の販売)との連携」

Ⅱ 答申事項(案)

1 防災対策における視点と姿勢

防災対策は、自助(道民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(道民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。)の効果的な推進と道民、道、市町村、防災関係機関の適切な役割分担による協働に加え、次に掲げる事項を基本理念として行われるべきである。

(1) 「減災」の徹底

災害の発生を防ぎきることは不可能であるとの基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じて、生命・身体を守りつつ、被害をできるだけ軽減する「減災」の考え方を徹底するべきである。

〈説明等〉

- 〇 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正において「災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること」という「減災」の考え方が明確化されたこと、また、北海道防災計画において既に「減災」を基本方針としていることから条例においても「減災」の考え方を導入する必要がある。
- 「減災」は災害対応以外の行政分野においても実施する必要があるとともに、自助・共助・公助のすべてにおいて実施する必要がある。
- 「減災」は予防対策のみならず、「応急対策」「復旧」「復興」の災害に関するすべての時間軸において徹底する必要がある。
- ただし、被害の発生を完全に防ぐという「防災」の考え方も重要であるとともに、「生命」、「身体」のみならず、道民の「財産」を災害から保護するという道の責務 に変わりはない。

(2) 脆弱性を減らし回復力を高める

防災・減災対策は、社会、経済、文化構造などの中に潜む「脆弱性」を減らす とともに、直ぐに災害から立ち直るための「回復力」を高めることを総合的に推 進することにより実施するべきである。

〈説明等〉

- 災害は社会の脆弱な部分に発生することから、社会、経済、文化構造の中に潜む 「脆弱性」を予防対策により減少させることが必要である。
- また、たとえ災害により被害が発生した場合においても、直ぐに立ち直ることが できるための「回復力」が必要であり、組織や地域を強化する必要がある。
- 自助、共助、公助をバランスよく組み合わせて総合的に実施する必要がある。

【第2回専門委員会での意見】

・「脆弱なところを減らす〔再掲〕」「回復力を高める〔再掲〕」

(3) ハードとソフトの組み合わせによる「多重対策」

防災・減災対策は、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、各主体による「多重対策」によるべきである。

〈説明等〉

- 防災・減災対策を推進するためには、建築物の耐震化や防災施設の建設等の「ハード」対策と都市計画、土地利用施策、防災教育、避難訓練等の「ソフト」対策を 適切に組み合わせる必要がある。
- 災害に対しては一つの対策で被害を防ぎきることは困難であり、各主体が幾重に も対策を施す「多重対策」が必要である。

【第1回専門委員会での意見】

・ハード対策だけでは減災は進まず、ソフト対策を組み合わせる必要がある。

【第2回専門委員会での意見】

「ハードの脆さ(防潮堤など)」「災害を想定した道路整備(土地の販売も含めて)」

(4) 多様な主体の視点の反映

防災に係る意思決定過程等において、男女両性の視点に十分配慮するとともに、 災害時要援護者、旅行者など多様な主体のニーズを踏まえた防災対策に取り組む べきである。

〈説明等〉

- 避難所の運営や各種計画の策定など防災に係る意思決定過程等において、女性の 視点に十分配慮する必要がある。
- 災害時要援護者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者)に配慮する必要がある。
- 災害対策基本法の改正により「要配慮者」「避難行動要支援者」が規定されたこと から文言の整理が必要である。
- 観光地である北海道においては、「旅行者」の視点が重要である。

【第1回専門委員会での意見】

- ・今までの防災対策は男性目線でつくられたものが多かった。
- ・女性の視点を多く入れる必要がある。女性が地域の担い手となっていただけるようなシステムが必要である。

【第2回専門委員会での意見】

・「障害への配慮」「要援護者情報の共有」「旅行者への対応」「観光客(対象に含める)」

(5) 防災の主流化の考え方の導入

あらゆる分野・事業について「防災・減災」の観点から点検を行い、必要な資源を割り当てるなど、「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるべきである。

〈説明等〉

- 防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を推進する必要がある。
- 公共施設や社会基盤(道路や港湾等)の建設、さらにはまちづくりについても防 災・減災の観点から点検する必要がある。

(6) あらゆる事態を想定した防災対策の見直し

あらゆる事態を想定し、最新のデータや知見を防災・減災対策に反映させるため、研究機関との連携を強化し、速やかな対策を実施できるように努めるべきである。

〈説明等〉

- O ゲリラ豪雨や竜巻など過去にはあまり見られなかった気象災害や、今後新たな事象が発生した場合にも迅速かつ適切な対策を実施する必要がある。
- 最新のデータや知見を防災・減災対策に反映させるため、大学や各種研究所・試験場など研究機関との連携をさらに強化する必要がある。

【第2回専門委員会での意見	での意見	き 会	甲季	博	第2回	ľ
---------------	------	-----	----	---	-----	---

「幅広い災害の想定」

2 防災教育の強化 ~道民みんなで取り組む防災教育~

(1) 防災教育の充実強化

防災教育においては、例えば「釜石の奇跡」が示すように、日ごろの防災教育での学びを生かして、主体的に行動し、自らの命を自ら守ることをはじめ、正しい防災知識、日ごろの備え、災害時の行動、ボランティアの必要性などを学ぶことができるよう、家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、職場等さまざまな場面において充実強化を図るべきである。

〈説明等〉

- 「津波てんでんこ(津波が来たらてんでんばらばらに逃げる)」の教えが多くの命を救った「釜石の奇跡」が示すように、形だけではない、命を救うことに原点をおいた防災教育を行う必要がある。
- 幼少期からの防災教育は重要であり、学校はもとより、幼稚園、保育所において も取り組む必要がある。その際は、災害の脅威だけではなく、遊びの視点を取り入 れることなどが必要である。
- ボランティアの必要性などの福祉教育や企業における防災教育も重要である。

【第1回専門委員会での意見】

- ・防災教育に当たっては教育委員会との密接な連携の下、教育関係者が高い意識を持って取り組む必要がある。
- ・「釜石の奇跡」が示すように、形にとらわれず、命を救うことに原点をおいた防災教育を行うべきである。
- ・脅しの防災教育ではなく、遊びの視点を取り入れることが必要である。
- ・ボランティアなどの福祉教育について先生や学校によって温度差がある。福祉教育は防災につながる部分があるので、条例でもバックアップすべき。

【第2回専門委員会での意見】

・「津波てんでんこ」「企業の防災教育」「3・11から学ぶ」「防災教育の強化」「幼少期からの防災教育 (幼・保)」「釜石の奇跡から学ぶ」「組織の教育」「形だけでない防災教育」「福祉教育+防災教育」 「企業の防災訓練」

(2) 災害教訓の伝承

過去の災害から得られた教訓を確実に後世に伝えるため、教訓を記録に残すとともに、家庭での教えや防災教育、語り部などにより、次世代に受け継ぐよう努めるべきである。

〈説明等〉

- 過去の災害から得られた教訓やノウハウ、先人の教えなどを確実に後世に伝える ことにより、我々の子孫を守る必要がある。
- 災害を検証し、教訓化し、記録に残し、防災教育などにより後世に伝える仕組みづくりが必要である。(「検証」については、「5(2)災害検証」に記載)
- 「奥尻町」や「岩手県野田村」の事例のように「語り部」などにより次の世代に 繋げていくことが必要である。

【第1回専門委員会での意見】

- ・災害の教訓を抽出し、伝える仕組みづくりが必要である。
- ・兵庫県であれば阪神淡路大震災を伝えるために「教訓書」ができている。

【第2回専門委員会での意見】

「先人の教えの伝承」「災害ノウハウ伝承」「語り部」「過去の災害経験の教訓化と継承」「次の世代に繋げる自分の子孫を守る」「奥尻町の取組(語り部フットパス)」

(3) 防災知識の普及啓発

防災知識の普及啓発においては、すべての道民が無理なく取り組めるよう、生活や地域社会の中に防災・減災の視点を取り入れるなどの工夫により、防災意識を高めるよう幅広く啓発するべきである。

〈説明等〉

- 防災に関心の薄い人たちに対する意識の向上や関心を引く工夫が重要である。
- 教える人と学ぶ人の役割が柔軟に入れ替わり、共に作り上げていく「共同的実践」 の防災学習が必要である。
- 例えば「住まいの整理整頓」や「家族の外出先の相互確認」「地域のイベント」など生活の中に防災・減災をしみこませる「生活防災」の考え方が有効である。
- 〇 「防災の日(9/1)」、「津波防災の日(11/5)」、「防災とボランティアの日(1/17)」 や「北海道南西沖地震が発生した 7/12」などを活用して道民の機運を高める工夫が 必要である。

【第1回専門委員会での意見】

・防災に関心の低い人たちに対する意識の向上や関心を引く工夫が重要である。

【第2回専門委員会での意見】

・「堅苦しくないやさしい(楽しい)防災」「暮らしの中に防災を定着」「道民運動としての防災・減災活動」「共同的実践の防災・減災活動」

3 災害情報の充実 ~伝える情報から伝わる情報へ~

(1) 防災・減災情報の充実

市町村・道・防災関係機関は防災・減災対策に必要な情報をさまざまな方法で、 道民等へ積極的に周知するべきである。

〈説明等〉

- ハザードマップ、各種計画、各種マニュアル、パンフレットなどを作成し、防災・減災に関する情報を充実させる必要がある。
- 防災・減災情報については、作成にとどまらず、道民等へ積極的に周知するとともに、 印刷物やインターネットなどにより道民等が必要な時に入手できるようにする必要があ る。

【第2回専門委員会での意見】

「住民、自主防に情報をどう共有するか(災害時、平常時)」

(2) 情報の収集・共有・伝達の強化

市町村・道・防災関係機関は、応急対策時において必要な災害情報や被害状況等の収集・共有と伝達を強化し、相互に連携して災害応急対策を実施すべきである。

〈説明等〉

○ 大規模災害に対しては、防災関係機関が情報共有し、連携できる仕組みづくりが 必要であり、常に新しい技術や施策を導入する必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

・大規模災害に対しては、防災関係機関が情報共有し、連携できる仕組みづくりが必要である。

【第2回専門委員会での意見】

「情報収集・伝達・共有」「新しい施策情報の共有」「新技術」

(3) 被災者への情報伝達

災害時において、被災者へ情報を迅速かつ確実に伝えることができるよう、 情報伝達手段の多重化・多様化の推進を図るべきである。

〈説明等〉

- 災害時には「ラジオ」「テレビ」「有線放送」「ワンセグ放送」「新聞」「広報車両」「インターネット」「防災行政無線」「電子メール」などあらゆる広報媒体を活用する必要がある。
- 東日本大震災では「電子メール」や「ツイッター」が有効であったように、時代に対応したツールや技術を活用する必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

・災害情報の伝達については、その時代におけるあらゆる伝送路を活用し、被災者に届けるべきである。

【第2回専門委員会での意見】

「情報伝達手段の多重化・多様化」「情報発信(被災者へ)」「住民、自主防に情報をどう共有するか(災害時、平常時)[再掲〕」「最新技術の活用(IT・コモンズ)」「全国への被災地情報の発信」「情報伝達」

4 地域防災力の向上 ~地域の活性化と担い手の育成~

(1) 地域コミュニティにおける防災力の向上

地域の防災力を高めるため、自主防災組織や地域の学校・事業者など地域コミュニティによる取り組みが重要であることから、防災活動を通した地域の活性化と豊かな人間関係づくりを推進するべきである。

また、市町村及び道は地域の防災リーダーの育成を図るとともに地域コミュニティにおける防災力を向上させるため、必要な措置を講ずるべきである。

〈説明等〉

- 災害に強い地域社会をつくるため地域コミュニティの維持・活性化が重要である。
- 「自主防災組織」に代表される地域が支えあう仕組みをつくる必要がある。
- 市町村及び道は「防災マスター」など地域の防災リーダーの育成や地域が自主的 に活動できるよう必要な措置を講ずる必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

- ・災害に強い地域社会をつくるためには「普段の住民の関係づくり」にたどり着く。
- ・災害時に普段の関係が如実に表れる。復旧復興にも影響する。
- ・地域によって災害に興味のない地域もある。大規模停電の様な切り口は興味を引き付けることができる。
- ・防災・減災を担う方々が高齢化している。地域の衰退により市町村の役割が大きくなってくる。

【第2回専門委員会での意見】

・「地域の支え合い」「地域社会のつながり」「コミュニティの維持」「町内会・自治会」「日常の地域力」「限界集落への対応」「自主防災組織人員不足に対する対応が急務」「リーダーの養成」「中心となる人材の育成」「地域の防災リーダーの育成定着、継続と地域の理解、認知→どう作り上げるか」

(2) ボランティアやNPOの育成と受入体制の整備

応急対策や復旧対策におけるボランティアやNPOの果たす役割は大きく、道内におけるボランティアやNPOの育成支援と災害時における道内外からの受入れ・調整を円滑に行うための体制をあらかじめ整備すべきである。

〈説明等〉

- ボランティアやNPOの活動は、その自主性を最大限尊重する必要がある。
- 社会福祉協議会を中心とする「災害ボランティアセンター」の設置や「災害ボランティアコーディネーター」の登録などボランティアの受入れ、調整を円滑に行う ための体制をあらかじめ整備すべきである。
- 災害発生時にはボランティアやNPOに対し、適切な情報発信が必要である。

【第1回専門委員会での意見】

- ・ボランティアなどの福祉教育について先生や学校によって温度差がある。福祉教育は防災につながる部分があるので、条例でもバックアップすべき。[再掲]
- ・近年、社協がボランティアに対する情報発信やセンターの立ち上げを担うことが多いが、ボランティアの動きも速くタイミングが重要。
- ・現地から的確な情報を発信しなければ、タイミングを間違えた支援となる。 ボランティアに迅速に情報を 伝える仕組みが必要。
- ・海に囲まれ、積雪寒冷である北海道に道外からボランティアは来ないと思っている。 真冬にどれほどくるか、1回は来たとしても継続するか疑問。 北海道の中で解決する土台作りが必要。
- ・北海道では有珠を最後に大規模災害が発生しておらず、北海道全体でボランティアを受け入れる体制も準備もできていない。「受援力」という言葉があり、普段から鍛えておく必要がある。
- ・減災というのは災害の中で何としても人的被害を出さないという考え方なので、ボランティアの方々に活躍していただくというのは重要な視点である

【第2回専門委員会での意見】

「災害ボランティア」「災害ボランティアセンター」「全国、道、市町村ボランティアセンター」「NPOとの連携」「災害ボランティアセンターコーディネーター」「社会福祉協議会(全国、都道府県、市町村、区)」「自発的・主体的な自助・共助」

(3) 道・市町村における防災・減災対策

- ① 道は、防災に係る組織体制の強化を図るとともに、災害時に必要な事務・事業を継続することができるよう、事前に代替施設の確保や必要な計画の策定に努めるべきである。
- ② 道は、大規模な災害が発生した場合における、道内外に対する支援の計画の 策定に努めるべきである。
- ③ 道は、災害発生時に、市町村、防災関係機関と連携し、救助、医療その他の 災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、より的確に災害 応急対策を実施すべきである。
- ④ 市町村においても道と同様に取り組むべきである。

〈説明等〉

- 道は、防災担当者の人材の確保・育成をはじめ、庁内組織全体の強化を図る必要がある。
- 道は、災害発生時においても行政機能を継続させるため、代替施設の確保や業務継続計画(BCP)を策定する必要がある。
- 大規模な災害が発生したとき道内外から人員派遣や物資の供給を受ける「受援」や、他の地域への「応援」など支援計画が必要である。
- 現行条例では災害応急対策に関する記述が少ないため、基本的な事項については 条例に盛り込む必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

・発生時の記述が12条、13条位しかない。減災を考えると情報をどう集めて、誰が意志決定し、命令を下していくのかということを想定してつくる必要がある。

【第2回専門委員会での意見】

- ・「組織」「防災担当者の確保(ハード・ソフトに分けて)」「防災担当部ではなく「縦」「横」の対応」「行政機能の確保」「道庁自体の強化(振興局)(バックアップの考え方)」「市町村と振興局と道庁との関係性」「防災対応(広域的支援)(振興局間の連携)」「(市町村)庁舎機能の代替施設」「市町村職員の派遣体制」「市町村におけるIT-BCP策定」「中長期的作戦どう作る?作ったものをどう継続する?」「要援護者への配慮避難施設の整備」「福祉避難所」「避難所となる学校施設の整備(トイレ和→洋)」・「行政と民間の連携」「企業の協力」
- ・「支援のシステム」「全国の支援」「カウンターパート方式」「支援の受入れ(受援力)」「他地域への役割」「道外からの支援」「支援対象人・物」「道外へのバックアッププラス道内」

5 条例の構成・その他の事項

(1) 災害復旧・復興

災害の復旧においては、災害の再発生を防止するため、原形復旧に止まらず、 必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備えることができるよう、被害の程度を 十分検討し、適正かつ速やかに取り組むべきである。

また、大規模な災害からの復興においては、地域住民の意見を十分反映させる など、将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進するべきである。

〈説明等〉

- 現行条例では復旧・復興に関する規定がないが、災害対策に関しては、予防対策、応 急対策、復旧・復興までを一連のサイクルとしてとらえ、復旧・復興の基本理念を条例 に盛り込む必要がある。
- 復興の仕組みや事前復興の視点も重要である。

【第1回専門委員会での意見】

• 復旧・復旧の理念についても条例に盛り込むべきである。

【第2回専門委員会での意見】

•「復興」「復興の仕組み」「事前復興の視点」「平時の防災活動から復興まで」

(2) 災害検証

大規模災害などに対して、これまでの個々の機関による検証だけではなく、長期的な視点や関係機関の連携などを総合的に検証する新たな仕組みを創り、検証結果を的確に防災・減災対策に反映させるべきである。

〈説明等〉

- これまで各機関が個別に行っている検証は重要であり、今後も行う必要がある。
- 〇 例えば「有珠山噴火」や「北海道南西沖地震」のような大規模災害については、個々の検証のほか、発生から5年、10年などの「長期的な視点の検証」や、関係機関の情報共有や連携など「総合的な視点の検証」が必要である。
- 災害を検証し、教訓化し、記録に残し、防災・減災対策に反映させるしくみが必要である。
- 〇 「各種計画(Plan)」、「実際の災害対応(Do)」、「検証(Check)」、「各種計画の修正(Act)」 によるPDCAサイクルを確立する必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

- ・災害の教訓を抽出し、伝える仕組みづくりが必要である。[再掲]
- ・PDCA サイクルを盛り込まなければいけない。「条例をつくる」「施策が執られる」「実際に災害が起きどういう結果になったのか」「防災・減災が出来たのか」。PCDA サイクルを回していくためには検証するシステムが必要。
- ・教訓を抽出し、伝えることを条例に盛り込むべき。教訓を伝えるための仕組み作りを念頭に置いた書き方とすべき。
- ・北海道南西沖地震においては、被害報告や復興計画はでているが、復興後5年・10年経ってこうなりましたというのが出ていない。復興のあり方の検証や、教訓の抽出がなかったと思う。

(3) 複合災害への備え

同時又は連続して複数の災害が発生する「複合災害」について、ひとつの災害が複数の災害を誘発することを認識し、原子力災害を含むあらゆる事態に対する対策を実施すべきである。

〈説明等〉

○ 東日本大震災では地震が引き金となり、津波、コンビナート火災、原子力災害など「複合災害」が発生したことから、あらゆる事態に対応する対策が必要である。

(4) 財政措置

道は防災・減災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講するよう努めるほか、その他の施策についても防災の視点による検討が図られるよう努めるべきである。

〈説明等〉

- 道は防災・減災の推進のため一定の投資をしていく必要がある。
- 財政難の中、効果的に防災・減災を推進するため、様々な制度や施策を活用するなど あらゆる視点から検討する必要がある。

【第1回専門委員会での意見】

- ・行政の持っている財政をどう使っていくかが重要である。条例の中に「財政的な措置を講ずる」とは書かれているが、この書き方では、そのときの財政状況に応じてカットされてしまう。一度大災害が発生すると大きな損害が生じるが、防災減災のために一定の投資をしていく考え方があっても良い。
- •「結果防災」という考え方がある。例えば要援護者対策を防災の予算でやると予算が限られてしまうが、福祉の予算で高齢者の健康維持という観点でやると要援護者が減り、結果防災になる。

【第2回専門委員会での意見】

•「財政支援」「予算」

(5) 「500年間隔地震」について

北海道(十勝〜根室沖)で発生が危惧される「500年間隔地震」をはじめとする「日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震」など切迫性の高い地震について、広く道民に周知するべきである。

〈説明等〉

- 〇 「500年間隔地震」については、前回の発生から既に400年が経過し、2005年に国の中央防災会議が命名し、防災対策に取り組んでいる。
- 北海道地域防災計画では「500年間隔地震」について、既に盛り込んでいる。
- 「500年間隔地震」の震源域を含む「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16年法律第27号)」により対策が執られている。

【第1回専門委員会での意見】

・近い将来、大地震が起こるであろうと切迫性が指摘されている「500年間隔地震」については、 前回の発生から既に400年が経過している。いたずらに危機感をあおる必要はないが、言及する ことにより、すべての道民が危機感を持ち、必要な対策を講ずるべきである。